

在宅福祉施設 カーム三珠

グループホームみたま 運営規程

(主旨)

第 1 条 この規程は、医療法人 桃潤会（以下「法人」という。）が開設する在宅福祉施設 カーム三珠 グループホームみたま（以下「施設」という。）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下本規程において「グループホームみたま」を意味する。）の適正な運営を確保するため、介護保険法（以下「法」という。）及び在宅福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第 2 条 施設は、介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 施設は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を方針として運営するものとする。

2. 施設及び施設の従業者は、常に利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に対等の立場に立ってサービスを提供する。
3. 施設及び施設の従業者は、明るく家庭的な雰囲気の中、地域と家庭との連携を重視し、

運営に心がけ、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者及び介護保険施設の密接な連携を図る。

4. 施設は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5. 施設は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するにあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6. 施設は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 在宅福祉施設 カーム三珠 グループホームみたま
2. 所在地 山梨県西八代郡市川三郷町上野 2 9 6 8 番地

(従業者の職種及び員数)

第 5 条 施設の従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。

共同生活介護（青組）

	管理者	介護支援専門員	計画作成担当者	介護職員
--	-----	---------	---------	------

	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任
常勤 (名)		1		1	1		5

共同生活介護（赤組）

	管理者		介護支援専門員		計画作成担当者		介護職員
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	兼任
常勤 (名)		1		1	1		6

（従業者の職務内容）

第 6 条 前条に規定する従業者の職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者は、事業所の従業者の管理、利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
2. 計画作成担当者は、各利用者に応じた指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。介護職員を兼任するので、自らも指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。
3. 介護職員は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、利用者の精神的及び身体的状態を的確に把握し、入居に対し安全安楽で的確な介護を行う。

※夜間及び深夜の勤務に従事する介護従業者は、労働基準法第 34 条に基づき、少なくとも

1 時間の休憩時間を労働時間の途中にとるようにする。

（利用定員）

第 7 条 施設の利用者の定員は、17 名とする。（指定認知症対応型共同生活介護を含む）

2. 施設の共同生活住居数は、2 とする。1 ユニット（青組）の定員は 9 名、1 ユニット（赤組）の定員は 8 名、合計 17 名とする。

（定員の遵守）

第 8 条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を遵守する。

（サービスの内容）

第 9 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第

37 号。以下「運営基準」という。）第 163 条に規程する指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針及び運営基準第 164 条から 166 条に基づき、次に掲げるサービスを利用者に提供する。

2. 利用者の認知症の進行を緩和し、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で安心して日常生活を送ることができるよう配慮する。
3. 利用者に応じた指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
4. 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
5. 利用者の食事・その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行う。
6. 利用者の趣味または嗜好に応じた活動の支援に努める。

(内容・手続きの説明及び同意)

第 10 条 サービスの提供に際し、あらかじめ利用申込書またはその家族に対して、この運営規程の概要・
従業者の勤務の体制・その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を
記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければ
ならない。

(入退居)

第 11 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者であっても認知症の状態にある者
のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

2. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者の利用に際しては、主
治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にある者であることの確認をする。

3. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者が入院治療を要するも
のであること等、利用申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場
合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者・介護保険施設・病院
または診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者の利用に際しては、そ
の者の心身の状況・生活歴・病歴等の把握に努める。

5. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には利用者及
びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要

な援助を行う。

6. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

(利用料等の受領)

第 12 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。また、別表のその他の費用を徴収することができるものとする。

2. 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者等から受ける利用料の額と居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3. 施設は、サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第 13 条 利用者は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 入居に際しては、主治医の診断書を提出すること。
- (2) 利用者は努めて健康に留意すること。
- (3) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

- (4) 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- (5) 定められた場所以外及び時間以外に喫煙または飲酒をしてはならない。
- (6) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- (7) 第 18 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(衛生保持)

第 14 条 利用者は、施設の整理・整頓・清潔・清掃その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(衛生管理等)

第 15 条 施設は利用者の使用する設備等について、衛生的に管理し、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2. 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(禁止行為及び虐待防止)

第 16 条 当施設では、多くの方に安心して楽しくサービスをご利用いただくために、利用者「営利行為・

宗教の勧誘・特定の政治活動」は、禁止します。

2. 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第 17 条 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

2. 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

(非常災害対策及び業務継続計画策定)

第 18 条 消防法第 8 条に規定する防火管理者を配置し、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画を策定する。

(1) 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成する。

(2) 非常災害に備え、総合防災訓練を年 2 回実施する。また、その他必要な訓練を随時実施する。

2. 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(1) 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(2) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(受給資格等の確認等の事務)

第 19 条 施設は受給資格の確認・入退居の記録の作成・利用者に関する市町村への通知・居宅サービス基準に掲げる事務を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第 20 条 施設は利用者に適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めるものとする。

2. 施設は、施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3. 施設は従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

4. 施設は、全ての介護従業者（政令で定める資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修に必要な措置を講じる。

（協力医療機関）

第 21 条 施設は利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力病院及び協力歯科医院を定める。

（1）協 力 病 院 峡南医療センター企業団 市川三郷病院

（山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 428-1）

（2） “ 市川三郷町営国民健康保険診療所

（ “ 上野 2731-1）

（3）協力歯科医院 内藤歯科医院 （山梨県中央市西花輪 92）

（掲示）

第 22 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要・職員の勤務体制・協力病院・利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 23 条 施設の従業者は、利用者またはその家族について業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2. 退職者等が利用者またはその家族について業務上知り得た秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じる。

3. 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 24 条 要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2. 施設から退所者を紹介することの対償として、居宅介護支援事業者またはその従業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 25 条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じるとともに、その内容を記録するものとする。

2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め・または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

3. サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

（地域との連携）

第 26 条 施設は、その運営にあたって利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するように努力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第 27 条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録しなければならないものとする。

3. 施設は利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（会計区分）

第 28 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 29 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

- (1) 施設サービス計画。
- (2) 退居後、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の記録。
- (3) 具体的なサービスの内容等の記録。
- (4) 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。
- (5) 市町村への通知に係る記録。
- (6) 苦情の内容等の記録。
- (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する